

# 真宗大谷学園役員等の待遇に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人真宗大谷学園（以下「学園」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員その他法人本部事務局の所管に係る各種委員等（以下「評議員等」という。）の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の区分)

第2条 この規程における理事の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専任理事 常時本務として学園に勤務し、第2号又は第3号に該当しない理事
- (2) 教職員兼務理事 学園の専任教職員を兼務する理事
- (3) 宗務役員兼務理事 真宗大谷派宗務役員（常勤）を兼務する理事
- (4) 非常勤理事 前各号に該当しない非常勤の理事

(役員報酬)

第3条 専任理事、非常勤理事及び監事に別表1により役員報酬を支給する。

(退職手当)

第4条 専任理事が次の各号に該当した場合、別表1により退職手当を支給する。

- (1) 寄附行為第11条第2項第1号又は第2号により退任した場合。
- (2) 寄附行為第11条第1項第2号により解任された場合。
- (3) 在職中死亡した場合。
- (4) 第2条各号に定める理事の区分を異動した場合。

2 専任理事が前項に該当し、退職手当の支給を受けることなく引き続き専任理事、教職員兼務理事又は学園の専任教職員に就任した場合、その前任の期間は在職年数に算入する。

(役員宿舍)

第5条 専任理事又は教職員兼務理事として遠隔地から赴任する場合、当該理事から申し出があったときには、学園から役員宿舍を提供することができる。

2 前項により役員宿舍を提供する場合、役員宿舍の使用料として理事長の定めた額を当該理事から徴収することができる。

(評議員等手当)

第6条 評議員等に、別表2により評議員等手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 同日に係る役員報酬の支給を受ける者
- (2) 学園の専任教職員を兼務する者
- (3) 真宗大谷派宗務役員（常勤）を兼務する者

(旅費)

第7条 役員又は評議員等が業務のため会議等に出席又は出張する場合の旅行に対して、別表3により旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の議を経て改廃する。

附 則（2010年3月25日制定）

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2 この規程施行日前に適用を受けた役員報酬及び役員宿舍については、この規程により適用を受けたものとみなす。

別表1 役員報酬、退職手当

		役員報酬	退職手当
理事	専任理事	俸給は、月額1,000,000円を上限として理事長の定める額。 扶養手当、住宅手当、通勤手当及び期末手当は、法人本部事務局職員の例に準じて支給する。	俸給×在職年数 (※)
	非常勤理事	会議等1日につき20,000円	—
監事		会議等1日につき20,000円	—

※ 在職年数の6カ月以上の端数は1年とし、6カ月未満の端数はこれを切り捨てる。ただし、死亡による退職の場合は、6カ月未満の端数は、これを1年とする。

別表2 評議員等手当

評議員等	会議等1日につき10,000円
------	-----------------

別表3 旅費（交通費、日当及び宿泊料）

	交通費	日当 (会議等1日につき)	宿泊料 (旅程が宿泊を伴う場合1泊につき)
役員・評議員等	実費	3,000円(※)	10,000円

※ 片道30km未満の日帰り旅行の場合、日当は支給しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。